

平成 31 年度における公共工事の前払の特例に係る取扱について

前払金の早期支払いを通じた早期の事業進捗や経済効果の発現を図る観点から平成 28 年 5 月 27 日に地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 61 号）が交付・施行され、地方公共団体発注工事に係る前払金に関する事項が改正されました。これを踏まえ、上下水道局においても平成 28 年度から前払金の特例措置を実施していますが、平成 31 年度においても引き続き下記のとおり取扱うこととしました。

1. 特例措置の概要

上下水道局発注工事に係る前払金（中間前払金を除く。）の用途について、現行の工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額に加え、前払金額の 25%を上限として当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充当することができるものとする。

2. 特例措置の対象

平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、平成 32 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものを対象とする。（平成 32 年 5 月 1 日以降に契約する案件から、今回の特例措置に対応した請負契約書となります。）

3. 既に請負契約を締結している工事の取扱い

平成 31 年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの間に契約を締結した工事のうち、前払金の払出しが完了していないものについては、受注者から申し出があった場合に、発注者と受注者間で協議の上、前払金の用途に係る変更契約を締結した上で特例措置を適用するものとする。

平成 31 年 4 月 25 日

松江市上下水道局 営業管財課